

(別添)

平成18年度農薬飛散リスク評価手法確立調査業務(モニタリング調査)に係る企画書作成のための仕様書

## 1 調査目的

本調査は、街路樹や公園の花木類等管理のために市街地において散布される農薬の飛散リスクを評価・管理する手法を確立するため、平成17年度から開始しているものである。平成17年度においては、海外での農薬飛散リスクの評価・管理手法に関する文献調査及び自治体での防除実態を把握するため、防除方法や使用農薬等についてのアンケート調査等を実施している。

平成18年度においては、平成17年度に実施したアンケート調査等の結果(防除実態等)を踏まえたうえで、公園等でのモニタリング調査を実施し、農薬の飛散による暴露実態を把握するうえでの基礎資料を得る。

## 2 業務内容

調査地点を管轄する自治体等の協力を得て、「航空防除農薬環境影響評価検討会報告書(平成9年12月、環境庁水質保全局)」の測定方法に準じた手法を用いて、気中濃度のモニタリング調査を実施する。

### (1) 調査実施場所

原則、東京周辺の公園等2箇所

### (2) 調査実施計画の策定

農薬の飛散による暴露実態を把握するのに必要なモニタリングの範囲、試料採取期間等について定めた調査実施計画書案を作成する。なお、作成に当たっては以下の点に留意する。

- ・試料採取期間については、調査対象農薬の残留期間全体が概ね含まれたものであること。
- ・調査の具体的な地点、日時及び散布に用いる機材・薬剤については、別途調査地点を管轄する自治体等と調整する必要があるが、散布農薬はフェニトロチオン、農薬散布時期は8月中旬(1箇所)と9月上旬(1箇所)とし、別添の調査地点イメージを基にして、測定地点、測定期間等の調査実施計画を作成すること。
- ・試料採取の方法を記述すること。
- ・気象データの測定項目、期間等についての考え方を記述すること。
- ・その他農薬の飛散による暴露実態を把握する上で必要な調査項目があれば適宜記述すること。
- ・最終的には別途設置する飛散リスク評価手法等確立調査検討会(以下、「検討会」という。)において検討、了承されたものが成案となるので、提案した調査実施計画の変更に機動的に対応できるか否かについても記述すること。(変更の例:調査実施場所の変更・追加、サンプリングポイントの追加など。)

### (3) 調査実施

(2) に基づき調査を実施する。

### (4) 報告書の作成

調査結果に基づき、気中濃度及びその減衰等並びにその考察についてとりまとめ、報告書を作成する。なお、中間報告を11月末を目途にとりまとめ、検討会に報告を行い、その意見等を踏まえ、最終報告書を作成する。

### (5) その他

業務に関する具体的な方法等の細部については、随時環境省担当官と連絡を取りつつ行うものとする。

また、請負者は、環境省担当官の指示により、進捗状況の報告をその都度行うものとする。

## 3 履行期間

契約締結の日から平成19年3月30日までとする。

## 4 報告書の提出期限及び提出部数

請負者は、調査結果を取りまとめ、下記に定めるとおり、提出するものとする。

報告書等の提出に当たっては、平成13年2月閣議決定「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成18年2月28日一部改正。以下「基本方針」という。)に従うものとする。ただし、報告書に使用する用紙については、古紙パルプ配合率100%、白色度70%程度以下とし、裏表紙には古紙パルプ配合率、白色度、その他基本方針の印刷に係る判断基準のうち該当する事項について明記するものとする。また、可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮する。併せて、電子媒体(CD)による報告書を2式提出する。

提出期限：平成19年3月30日

提出場所：環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

提出部数：30部

## 5 その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従う。

(2) 本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページに公開することも含め環境省に帰属するものとする。

## 仕様書附則

仕様書に規定する成果物（電子的提供）に関しては、以下による。

- 1．成果物はMicrosoft社WindowsXP上で表示可能なものとする。
- 2．使用するアプリケーションソフトについては、
  - (1) ワードプロソフトについては（Justsystem社 一太郎シリーズVer.13以下、Microsoft社Word2002以下）
  - (2) 計算表については、表計算ソフト（Microsoft社Excel2002以下）で作成されたものとする。
  - (3) 画像については、BMP（ビットマップピクチャー）形式又は、JPEG形式とする。
- 3．格納媒体はコンパクトディスクとする。

なお、成果物等には、事業年度及び事業名称等を収納ケース及びコンパクトディスクに必ずラベルにより付記すること。文字ポイント等、統一的な使用に関しては環境省担当官に従うこと。
- 4．上記成果物に加え、(1) PDFファイル形式としたもの、(2) HTMLファイル形式（写真・イラスト・グラフ等の画像部分は、GIF、JPEG等のファイル形式）としたものを各々成果物として加える。
- 5．その他
  - (1) 成果物の納入については、環境省が指定するコンピューターにインストールし、環境省担当官の立ち会いのもと、正常に動作することを確認すること。
  - (2) 成果物納入後に発生した、請負者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を講ずること。
  - (3) 本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページに公開することも含め環境省に帰属するものとする。

別添（調査地点のイメージ）

住宅

公道（歩道を含む。）

出入口

出入口

広場

遊戯具

水飲場 砂場

出入口

公道

約90～100m

住宅

住宅

公道

公道

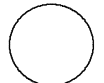
住宅

約70～80m

凡例



公園敷地内



樹木  
(サカキ等の高木)



樹木  
(ツツジ等の低木)

## 別添の備考

公園の大きさは、90～100×70～80m程度である。

公園のほとんどは広場となっており、土もしくは芝で覆われている。

公園の外周にはサクラ等の高木（一部、低木）が植わっており、外側は全て公道となっている。

公道の向かいには住宅街となっており、周辺は戸建て及びマンションなどの建築物が多い。（住宅街の中に公園がある。）

農薬の散布は、高木全体（外周全体）に行われ、散布される農薬はフェニトロチオンとする。なお、虫害確認後速やかに農薬散布を行うため、散布日の確定から実際の散布日までは3～4日程度である。

サンプリング調査は、公園を管理する自治体の協力を得て行うものであるため、サンプリング装置は調査期間中据え置くことが可能である。